

野田市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和5年6月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 石山 幹雄	2番 石山 高弘
3番 藤井 愛子	4番 川辺 茂
6番 古谷 文夫	7番 齊藤 和夫
8番 石塚 正夫	9番 染谷 美佐夫
10番 針ヶ谷 久翁	11番 鳩貝 直子
12番 宇佐見 稔久	

〈農地利用最適化推進委員〉

11番 後藤 和久	14番 知久 清治
-----------	-----------

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用集積計画（一括）について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地の現況に関する照会について

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第7号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 染谷 隆徳

事務局長補佐 大塚 和彦

主査 小田原 聡

主事

高梨 将克

**議長** ただいまから令和5年第6回野田市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席者は、5番、筑井 正 委員 所用のため、13番、吉岡 清美 病気のため欠席です。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

3番 藤井 愛子 委員

4番 川辺 茂 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第8号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

申請番号1番から12番は、同一事業なので一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号申請番号1番から12番についてご説明いたします。

1ページから3ページをご覧ください。

申請地は、田20筆で9911平方メートルとなっております。

権利の内容は賃借権設定です。

譲渡人の申請理由は、耕作不可能だったため、譲受人の申請理由は、芝生生産圃場整備を実施するためとなっております。

譲受人は農地所有適格法人以外の法人ですが、農地法第3条第3項に規定されている解除条件付き貸借の許可要件の全てを満たしています。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和5年5月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

**藤井委員** 今月は1班が担当で、6月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号、議案第2号申請番号1番2番については針ヶ谷委員、議案第2号申請番号3番から37番については地元の古谷委員が、38番については鳩貝委員がご報告します。

また、議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなか

ったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番から12番について針ヶ谷委員から報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第1号申請番号1番から12番について報告します。

申請地は、目吹字中高野の田20筆で保全管理された農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請者から営農計画等について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

**議長** 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、事業計画について、説明をお願いします。

**申請人** 初めまして。株式会社〇〇の〇〇と申します。

隣にいるのは、〇〇と申します。

今日2名で出席します。

それでは、芝生補助事業の整備工事ということで、概略をご説明させていただきます。

20年、30年、どうしても田んぼつくれないと、どうしても埋まっちゃってどうしようもないということがありましてですね、それで、何か芝生、またそういったことができないかというご提案がありまして、始めさせていただきました。

その他はですね、〇〇も私もゴルフ場をずっと勤めてまして、グリーンキーパーまたそういったグリーンの仕事をずっとさせていただいております、約40年ぐらい働いてきました。

それで、定年になりましてですね、それで自分で事業を始めるということで、こういうきっかけがございますものですから、申請させていただきました。

お配りした資料の方に戻って説明させてください。

まず、最初の一番表紙にあるようにですね、耕作放棄地からの芝生畑造りということで、イメージ写真と、あと事業主体が株式会社〇〇これはもう、先ほど申し上げたようにゴルフ場、ずっと勤務しておりました私が中心でさせていただきます。

施工者の方は、地元の株式会社〇〇さんをお願いしまして、今施工しております。

1ページ目なんですけど、〇〇の隣なんですけど、こういった葦が出まして、非常に困ったというご相談があったものですから、なんか、先ほど、こういった盛土をさせていただいて、規定通りの内容で完了しまして、今回、第3条のところ、申請させていただいております。

次のページなんですけど、会社概要ということで、私の方の会社小さいですけど、そのバックアップとして、株式会社〇〇、株式会社〇〇、株式会社〇〇、これらは、ゴルフ場に特化した芝生、またサッカー場ということで、今特に〇〇またそういったワールドカップで参加して、サッカー場を芝生を1手に引き受けて、芝の張り替えをさせていただいているかと思えます。

サッカー場の芝生、75メートル掛ける20メートル、9000平方メートル、1万弱の芝生が必要であるということで、そういった大きな会社のバックアップに進めさせていただきます。

次のページなんですけど、事業計画ということで、プロジェクトを見まして、大体総面積4万平方メートルぐらい何とかできれば、ということで進んでおります。

その一部が今回の申請地を、約1万9111平方メートルで、今回提出させていただきます。

芝生のことをちょっとしゃべるとですね、やはり日本は芝生高麗というのが、全盛なんですけど、今回のグラウンドとしての特化してるティフトン系ということで、バミューダグラスじゃ、もうちょっと仕事の方のお話させていただくと、特に寒冷芝っていうのは、〇〇そういった北関東以北からよくある、寒冷芝とあと暖地型芝ということで暖かい芝に分かれております。

このサッカー場、野球場、そういうものについては、今このティフトン系のバミューダグラスというのは、暖地型芝の品種のお客様、ということで導入されております。

特にサッカー場に特化してるということで、ゴルフ場になぜ使わないのかっていうと、芝の伸びる速さが早すぎて、ゴルフ場では管理しきれないということがありまして、サッカー場に今、あと、こちらですね、特化してるという自覚をつけさせていただいております。

芝、今回のを一応考えてるバミューダグラスミラージュご案内と、ティフトン芝、苗から植える。

次に鳥取砂丘ティフトンっていうの、これは〇〇さんという大きな会社が、2ページに私の師匠である〇〇会長というのは、千葉大学の園芸学部を出てまして、生産調整、資料出してあります。

〇〇会長も82歳なんですけど、〇〇の芝の監修管理をやった経緯があります。

一番最後に、芝生の生産の販売と言いますけど、これは〇〇のちょうど標高500メートルから700メートルぐらいの間に20万平方メートルの芝、実際に作って販売しております。

これについて私も携わって、何年か販売、そういった整理をしたんですけど、こういった寒冷地型ケンタッキーブルーグラスっていうこれは特に〇〇、そういった場所で魅せる。

やはり採算ベースに合うかどうかということから皆さんから質問出たもんですから、これはティフトンという芝生については、今まで野芝高麗っていうのは、平方メートル当たり300円から350円で、このティフトンでいうと、その10倍、3000円から3500円、販売価格です。

実際に施工すると1平方メートル5000円ぐらいということがあります。

これ作業から10ヶ月ぐらい、1年ぐらいかかるんですけど、それで各業者、気象条件で変更しますけども、この地域で何とかやってみようというのが発端です。

いろんな症状を見ながら、今後ともそういった土壌改良しながら進んでいきたいと思っております。

まだまだ私ども、こちらの地域はまだ浅いですから、そういった諸先輩方の農地に対するそういったご助言とかアドバイスいただきながら、地域と共にやっていきたいと思っております。

この芝生については、やはりこれから学校の芝生をティフトン系中心にして欲しいという話もあります。

今回の件なんですけど、いろんな経緯がございまして、まだまだ途中半端なもんですから、もう1回客土あと20センチメートル、川砂とやはり肥料を混ぜ込んでしっかり床を作ってから、種を蒔いていきたいと考えております。

〇〇の方も随時に入ってるんですけど、まずここで、きちっと仕上げて、それを見ていただいて、

次のステップに参りたいというふうに考えております。

まず至らぬ説明なんです、私の考えとしては、こういった耕作放棄してる場所を真っ青な芝で張って、農地の再生していきたいと思えます。

我々もチャレンジしながら借金を背負ってやっていきたいというふうに期待して頑張っております。

**川辺委員** 購入機械はどれくらいですか。

**申請人** 芝生の管理で、管理機械ということで、トラクターなどゴルフ場で言えば他の機械とかがあるんですが、1台少なくとも250万から100万円。

これは私の親会社の〇〇の方から、当面レンタルをしながら、調達してやってきたいと思えます。

100万、1000万円借金背負ってというのも、まず〇〇に借りるそういった力を借りながらやりたいと思えます。

当然、将来的には、補助金も含めてですね、そういった検討させていただくこともあります。

**宇佐見委員** 先ほどこの芝生ってのは、乾燥に非常に強いついていうお話があったんですが、地下水がすごく高い場所である。

そういう面から大体1メートルぐらい土盛りどうしてるんですよね、そうするとあの状態では今、非常に雨が深い1メートルぐらいたと下から地下水上がってくるのを十分考えると思うんですが、その対策とっているかというのが、1つ。

それと生産する時の、湿度に対する試験というのが、実際この悪天候で、それが生育に影響があるってこと、それがわからないということで、お話しいただければなと思えます。

**申請人** 今の質問にお答えしたいと思えます。

今、盛土をさせていただいて、約1メートル盛らせていただいているんですが、1メートル以内という1つの規定なんで、本来はもうちょっと高くと思ったんですが、やはり1メートル以内ということで、今当初より220ミリメートルぐらい下がっております。

南傾斜で、日当たりのいいということで、傾斜を約2%ぐらいで作っております。

100メートルで20センチメートルぐらい上がってるということで、傾斜ですから、あと湿地の問題なんです、やはりあれだけ上げると、排水関係、あと今、あと20センチメートル川砂を入れたいと思っております。

水はけがいいのではというふうに思っておりますが、自然のことですから、いろんな、そういったことがあると思うんですが、まず作ってみて専門家と打ち合わせしながらやっていきたいというふうに感じます。

最初から成功するっていうのは考えておりませんので、ある程度試行錯誤しながらやっていきたいと思えます。

川砂ですが、これが利根川の砂近いもんですから、ちょうどいい環境にあるなというふうに考

えております。

**齊藤委員** 現場の完了検査で、かなり石が入ってくるような状態なので、もしこれ芝を作って、パンフレットによると、芝生の中に入れていくわけですね、上に2、3センチメートルから4、5センチメートルになるかかわりませんが入っていくわけで、その時にその石が悪さをしないか。

それともう1つは、サッカー場等に使うっておっしゃってましたけども、もしそれをサッカー場なんか敷いたときに、その石が選手に悪影響を及ぼすんじゃないかなと思うんですけど、その辺は。

あと、管理する時に、トラクターで均した時の影響と、石の状況ってのはいかがでしょうか。

**申請人** 今のご質問ですが、確かに採石小石のそういうものをかなり中に入り込んでしまったということで、私も認識しております。

これは先ほど申したように、川砂20センチメートル取り込んで、やはりそういった客土を作ったと考えています。

当然、石とかそういう異物があると芝生の販売としてはもう成り立たない、〇〇さんにご指導いただきながら、利根川の川砂を入れ込んで始めさせていただきます。

**石山（高）委員** 私ここの写真に写ってる〇〇で長年働いています。

1メートルの盛土で、水が地下水となって染み込んで、トラクターがもう走れなくなっちゃったとか、いろいろありました。

1つ気になるのは、下の写真を見て法面が崩れている。

雨で少し流されている法面に対して何か、土を崩れないようにするような対策は。

**申請人** お答え申し上げます。

〇〇の先ほどのトラクターがもぐってしまったということは、〇〇さんからも再々ご相談もありまして、やはり排水関係をきちっと付けようということで、こちらは野田市の管理課の方、水路の担当の方と立ち会いましてですね、水路を約1メートルぐらい高く掘り下げて、やらせていただきました。

これについては、やはり上からのちょっと下がってき〇〇があると思うので、その水の道をどうしてもこの盛土するために、分断された〇〇の苗床の土がちょっと濡れてしまったということで、お話ございましたけども、20年ぐらい、実際に、追加の土を入れないという部分と、またいろんな手当もしてないと、いろんな因果関係あると思うんですが、その辺の立証は非常に難しいよというように、写真というか、土地がどうこう言われても、それを立証するんじゃないんじゃないかと問題の話があって、〇〇の方とも、そういったことがわかれば、私の方で責任持って対応していきたいと、というような申し入れをしております。

また、現地の方は継続中のごさしまして、その辺の因果関係含めて、こういった梅雨の段階とか、いろんな状況を見てから判断しましょうというふうになっております。

この法面の今おっしゃった、写真は8月に撮って完成後の10月の台風が通った後、こちらではですね、今この法面にすべて格子を張っており、流出しないように、角度30度で安全範囲で切ってるんですが、崩れちゃうんじゃないかということがあったので、今現在、先週に始め、綺麗に現場のいろんな手当をしております。

**知久委員** 殺虫剤、除草剤っていうのは使わないんでしょうか。

**申請人** 除草剤は使いません。

**知久委員** 40000 m<sup>2</sup>のかなり広い土地なんですけども、殺虫剤を撒いて土壤に残らないんですか。

**申請人** ゴルフ場でも認可されてるような、殺虫剤、殺菌剤、ありますけども、そういったものは使いません。

**知久委員** 何年もやってるうちに相当蓄積されると思うんですけども、周辺の土地に影響とかはないんでしょうかね。

**申請人** そういった化学的なものは使うことは、今ありません。

よっぽどその害虫があった場合については、事前に相談しながらしたいと思います。

**知久委員** 客土もありますが、客土の土の検査とかは、どのようにしてるんですか。

**申請人** 今回の農地改良事業については、先般、ご指導がありまして、土を掘って、分析結果は、安全なものだというふうなことで、結果を入れさせていただいています。

**知久委員** その辺の記録も残すってことで、どのぐらいの量を客土して、検査は何をやって、何年何月何日は、という結果は記録はずっと残すんですか。

**申請人** 一応指導的には、任意でも5000立方メートルに1検体測りなさいともありますが、それを遵守しながら任意で出したいと思います。

**知久委員** 地下水とかそういう汚染のないように進めていただきたいと思います。

**議長** 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第 1 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 171 平方メートル平方となっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は高齢により、農地の管理が難しくなってきたため、譲受人は、農地として維持管理を引き継ぐためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 5 年 5 月 22 日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第 1 号申請番号 13 番について報告します。

申請地は、谷津字越地の畑 1 筆で、耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号3番から37番は、一時転用になり、地元委委員として私も現地調査も行っており意見を述べます。ついては議長を交代する必要がありますので、申請番号1番2番38番について、先議いたします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で1213平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和5年5月24日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスで周囲を囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から17ページの申請番号38番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災

計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。  
以上です。

**議長** 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で95平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による住宅用地です。

令和5年5月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等からおおむね300メートル以内であることから、第3種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、整地して住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水を引き込み、排水は合併浄化槽を通して側溝に放流し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、砂利敷きし土砂が流出しないよう土留めを施工する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は、該当無と報告されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号38番について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号申請番号38番についてご説明いたします。

17ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で253平方メートルとなっております。

転用の目的は、使用貸借権設定による住宅用地です。

令和5年5月23日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第2号申請番号38番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、住宅のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、整地して住宅を建築する計画となっております。

給排水関係は、給水は上水を引き込み、排水は合併浄化槽を通して側溝に放流し、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロックで土留めを施工する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、住宅ローン承認書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号申請番号1番2番38番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、議長交代します。

齊藤委員よろしくお願いいたします。

—齊藤委員、議長席に着座 古谷会長は自席へ—

議長代理 古谷議長は、地元委員としての現地調査の報告及び発言があることから議長を交代しました。

それでは、申請番号3番から37番については、関連があるので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号3番から37番についてご説明いたします。

5ページから16ページをご覧ください。

申請番号3番から19番は同一申請人で

申請地は、畑45筆で28620平方メートルの内5.89平方メートルとなっております。

申請番号20番21番は同一申請人で

申請地は、畑3筆で2095平方メートルの内0.67平方メートルとなっております。

申請番号22番から31番は同一申請人で

申請地は、畑17筆で11850平方メートルの内3.72平方メートルとなっております。

申請番号32番から37番は同一申請人で

申請地は、畑10筆で7145平方メートルの内2.02平方メートルとなっております。

転用の目的は、一時転用で、地上権設定による営農型太陽光発電施用地です。

パネル下部の作物は、地域での平均単収の8割を超える単収が要件となっておりますが、超えておりませんので理由書が添付されております。

令和2年6月の当初申請は3年間の一時転用でしたが、更新の今回は耕作者が担い手に該当しており、10年間の一時転用申請になります。

なお、一時転用許可の対象は太陽光パネルを支える支柱、パワーコンディショナーや電柱等の周辺機器を設置する部分となります。

令和5年5月22日に受付をしております。

以上です。

**議長代理** 本案についても現地調査が行われておりますので、現地調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 議案第2号申請番号3番から37番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、一時転用のため例外規定に該当します。

給排水関係については、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策としては、おおむね3メートル程度の緩衝帯を設ける計画となっております。

当該地の営農状況ですが、参考資料をお配りしております。作付け内容はさつまいもとミョウガになります。さつまいもについては、今年の苗の入荷が遅れており、作付けされていた農地は全体のおおよそ1割未満でした。事業者はパネル下部での作付けに適正な品種の研究を当該地で行っているということです。ただし、作付けがあったとしても、発電設備の柱と柱の間に畝が1本ある程度のもので、参考資料右下の写真にあるとおり、研究で作付けしている農地は、作付けしている面積の割合が小さく、必要な単収が見込める状況ではありませんでした。

ミョウガについては昨年まで土壌改良を行い、昨年末ぐらいから今年にかけて植付けを行っているため、これまでの単収の実績はありません。

この後、耕作者及び事業者からも営農の状況等について説明がありますので、それを受けたうえで慎重に審議をし、総合的に判断すべきと思います。

以上です。

**議長代理** それでは、説明員として申請人等にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

**議長代理** それでは、実施内容について、説明をお願いします。

申請人 皆さんはじめまして、〇〇グループの代表を務めております〇〇と申します。

冒頭にまず我々の取り組みを説明に来ました。

農業の内容と、それから今回営農型の太陽光の農地でございますので、太陽光事業のほうもあわせて説明をさせていただければと思います。

農業面に関しては、農場長をやっています〇〇より、太陽光に関しましては、太陽光のマネージャー〇〇の方よりから説明しますので、よろしく願いいたします。

〇〇の農場長をやっています〇〇と申します。

よろしく願いいたします。

最初の3年前ですね、県申請から、まず今日までの取り組みとしまして、2020年からさつまいもの栽培を行っていますが、ソーラーパネルは、2020年の9月に施工を開始しまして、2021年3

月に一旦施工完了となりました。

ですので、2020年は、通常の露地で慣行栽培を行いました。

そこでの実績としましては、品種が紅あずまとなっていて、10アール当たりの定植株数は2500株、栽培方法としては慣行で行い単収は、10アール当たり1トンとなっております。

2021年度は、初めてのソーラーパネル下での農業ということで、支柱と支柱の間、支柱間に4畝で定植を行いました。

品種としては、紅あずまとシルクスイート、紅はるかを複数の種類で営農を行い、10アール当たりの定植株数は、2750株となっております。

1株あたりの重さで言うと、363グラムと、やはり間ソーラー下になって少し、1株としては落ちましたが、363グラムとなっております。

2021年は、まだ慣行で行っておいりました。

10アールあたりの単収は1トンとなっております。

この2020年と2021年のこの2年間は、主に農地の改善に注力した年であったと言えます。

もともと荒廃地であったり、耕作放棄地のようなところであり、作物を育てられるような土地にするために、約半年間にわたって、重機であったり、サブソイラーなどを使用して、天地返しや、木々のような雑草の除草、また粘土層の振動破碎だったり、高低差の改善に努めました。

さらに、2021年より土壌調査を弊社が定める圃場区分に従い、全圃場を対象に調査を行い、有機肥料によるpH改善であったり、緑肥による有機物の補充を行ってきました。

続いて、2022年からは、露地含めて全圃場で有機農業に転換いたしました。

国の政策である緑の食糧システムにのっとり、いち早く有機に切り替えることで、環境への負荷を軽減する農業ということを実践してきました。

2022年では、有機転換ということもあり、雑草による収穫量と害虫被害に対する影響ということも、研究内容に加えて、専門家を踏まえ様々なことで研究をして参りました。

千葉大学とは、〇〇准教授という方と、その学生さんを含めて、3つ主に3つ、研究をいたしました。

1つ目として、雑草管理の強度がどの程度、さつまいもの収穫量に影響を及ぼすのか。

そして2つ目が、ソーラーパネルの下において、収穫量の多い品種はどれか。

3つ目が、理想の土壌成分に近づけるための緑肥や肥料の設計デザインを行いました。

東京大学とも行っているのですが東京大学とは、〇〇教授という方と一緒に、ソーラーパネル下における日射量のデータ分析によって、収穫量を最大化させるまでの期間を測定する仕組みづくりであったり、アグリ圃場において、単収の多い圃場と、少ない圃場を比較して、土壌調査によって判明した成分をもとに、改善していくための分析だったりを行いました。

研究目的によって、複数のバリエーションで畝数を変えてきましたが、品種としては紅はるか、高系14号、安納芋の3品種を行いました。

10アール当たりの定植株数は1750株と、1株あたりの重さは630グラム、栽培方法は有機で行っています。

10アール当たりの単収は1.1トンとなっております。

有機転換で通常の収穫量は落ち込むはずなんですけども、1株当たりの重量は、増加させること

ができました。

これには品種による影響が特に強く、生育過程において、安納芋が、紅はるかや高系 14 号に比べ、ソーラーの下向きだったと言えます。

また、頻繁に土壌調査を行い、分析を東大の方に依頼することで、野田市で実際に収穫量を上げるためには、pH 値を 7 に下げること、苦土石灰比を、4 以上が適正值、着目する必要があるということがわかりました。

積算日射量が作物の成長に起因しますので、日射量、気温湿度、CO<sub>2</sub> の温度と注意し、途中水分量がわかる機器を用いて、アプリで収穫時の 1 株当たりの収穫重量と照らし合わせることで、そちらも分析してきました。

収穫以後は、pH の改善を実施しております。

有機農法では、除草剤が使用できない関係で、雑草対策が重要ですので、雑草が作物に与える影響を調査するため、露地とソーラー下で条件をそろえて、5 株で 1 つの区画として、雑草強度を、0% から 100% までの 4 パターンで、収穫量を調査しました。

また、ソーラー下でさつまいもの反応を調査して、品種別で安納芋がソーラー下で有用であるということ突き止めました。

まとめますと、2022 年は品種や雑草、土壌環境、日射量分析を研究して、また、有機農業にあたって、雑草管理が重要なため、管理機などの機械も導入していきました。

また、先ほどの 10 アール当たりの定植株数 1750 株という数値は、支柱間に 2 畝作成することで達成できる数であって、今年の一部研究する圃場除いてすべての圃場で 2 畝で作成して、安納芋を定植することで、今年さらに 1.2 トンや 1.3 トン、10 アール当たりの単収を、改善して、さらに改善していきたいと思えます。

さつまいもに関しては以上です。

続いてミョウガの方を説明させていただきます。

弊社は、福島県南相馬市にある、16 ヘクタールもの圃場でミョウガを栽培する日本最大級の営農型太陽光発電事業に取り組んでいる〇〇から指導を受けて、ミョウガ栽培に取り組んでいます。

〇〇というところでは、ミョウガは、晩性品種と早生品種の両方に取り組んでいて、定植時期は 3 月から 4 月、収穫時期は早生であれば 7 月下旬から 8 月、晩性は 9 月以降、ミョウガにおける病気で、最も多い根茎腐敗病対策であったり、作業のオペレーションのために、高畝を実施しておりました。

そして収穫は定植から 3 から 4 年目が好ましいとされています。

こちらはミョウガが多年草であるからですが、そして、単収が定植から 4 年目の圃場において、200 キロとされていました。

ソーラーパネルの下とそうでない部分では、パネル下の方が収穫物のできがよかったり、敷きわらによって、そのミョウガの花ミョウガの品質を向上させていました。

以上のことを学び、また、〇〇の指導を終えて、同じ方法を弊社で実践しております。

これまでの取り組みとしましては、まず土壌成分、地質の改善は先ほどサツマイモの時と同じように行いました。

2022 年の 5 月ミョウガを定植しました。

適正な土壌でない圃場、特に pH であつたり、これらの圃場に関しては、有機肥料 2022 年、2023 年の 2 月に、肥料を散布しました。

そして、根茎腐敗病を予防するため、2022 年に定植した部分も含めて、今年 3 月から 4 月に高畝を作成して、約 50 センチ間隔で、全圃場に定植を行いました。

今年も収穫が行いますが、また多年草のため、今後単収を大きく増加させるために、花ミョウガは摘み取らずに、栄養地下茎に与え、さらなる増加を促す方法というのを実践していきたいと思ひます。

また 2024 年に、花ミョウガの品質や収穫量をさらに改善するため、今年の秋頃に敷きわらを実施します。

以上の試みをもって、〇〇同様の方法しており、収穫量も同様〇〇の単収 200 キロという値を考慮して、弊社では保守的に 100 キロとしております。

営農に関してのこれまでの取り組みは以上となります。

それでは、〇〇マネージャー〇〇から、太陽光発電所の設備に関して、ご説明させていただきたいと思ひますよろしくお願ひいたします。

まず発電所の仕様なんですけれども、営農型の発電所の仕様はもうすぐ台風にも耐えられるよう、ただの杭ではなく、スクリー杭を使用しております。

通常もよく野田の発電所では、杭の長さの 1.6 メートルほど、大体中に入って 1.4 メートルほど埋めているんですけれども、営農型の発電所では、杭の長さ 2.5 メートル、地中では 2.2 メートルほど埋め地中に埋めて強度を高めております。

また、太陽光発電所上にあることで、結構農作業に影響を及ぼすかと思ひなんですけれども、その農作業を効率的に行う上で、一般的な発電所は、パネルの高さ 1 メートル未満、人が入るようなスペースはないんですけれども、当該営農型のパネルの最高地上高は 4 メートル、かつ支柱の幅は 4 メートルと設定しておりますので、農業する上で、特に害なくできるかと思ひます。

これまでの実績としましては発電量の実績なんですけれども、一基当たりの年間発電量は約 10 万キロワットアワーとなっております、当初の計画通りに発電が行われている状況です。

また 3 年間、発電所下で作業している方が、感電などといった発電所においてその被害を、被ったような事故は起きておりません。

また、台風の後などはその都度発電所の巡回を実施しております、発電所に被害がないかの確認を行っております。

あと遠隔ではあるんですけれども、遠隔で発電所に異常がないか、日々 24 時間実施しております。

また、その中で異常ある際には早急に対応を実施しております、対応する際には、農作物を荒らさないように細心の注意を払って対応しております。

また、〇〇と連携して、発電所に物理的な異常やいたずら等されている場合には、報告を受けもらえるようにしております。

これまでケーブル盗難被害が 15 件ありまして、現在はケーブルを切られないように、管にアルミテープ、すべて 35 物件すべて保護しております。

また、防犯対策としましては防犯カメラ 4 台設置しております、その他、SD カードのカメ

ラも 15 台、センサーライト 11 台、あと回転灯 1 台設置しております。

この防犯対策を行って以降盗難被害といった、被害いたずら等はなくなり今、安定的に発電所の稼働は確認できております。

発電所に関しては以上となりましてありがとうございます。

以上で、農業と太陽光事業の両面の取り組みの説明を終わらさせていただきます。

**議長代理** 何かご質問ありますか。

**後藤委員** 推進委員の後藤と申しますよろしくお願ひします。

この間ちょっと見させていただきました。

ご協力ありがとうございました。

私の方から 1 点だけ教えていただきたいんですけども、さつまいもの研究、作付けということで、パネルの下、一本だけこう入っていたと思うんですが、1 畝だけですね、研究というのであれば、普通作付するように作付した方が、研究として成り立つのではないですか結果も出るんだろうと思うんですが、その辺を教えてくださいませんか。

**申請人** 先ほど、先週ですかね、見られたところに関しては、研究目的で、やはり 10 年でやるんですけども、その他の圃場に関しては、2 畝で作成していくつもりですので、そうですね、少し研究目的のところはいろいろ環境をそろえたということもありますので、まだ 1 畝ですが、今後は全ての圃場 2 畝で、策定していく予定です。

**宇佐見委員** その採算の面で、お伺いしたいんですが、さつまいもというと、ケースで 200 ケース収穫ありますよね、今さつまいもの単価が今年はずごい高くて、単収 30 万円という計算になるんですよ。その段階で、人件費や苗も購入してるってことを考えると、採算ベースとしてはかなりきつくなるんじゃないか、そういう点は結局下で農業しても、大赤字になってしまったら、私は考えるんですが、太陽光と今度、いわゆる 1 種の地域で太陽光になると、上下で営農型しかないんですが、その上のやつと、その下の採算性をどう考えているのかにかかると、ちょっと伺いたい。

それと始められるときに一度伺ったんですが、さつまいもを作るにしても、質問したんですが、すごく地下水の高いんじゃないかと思うんですよ。

そこ例えば、地下水の高いところで作れば、当然、作物が悪くなるということも、あるんですが、そういう点は、どうなのか、どういう対応を考えるか、いいたいことがすごくあります。

それとやっぱり、安納芋ということだったんですが、正直言って、安納芋を作ったとしても、どんな形で販売するかっていう、ちょっと問題があるとは思ってます。

確かに種子島で作ったやつは、品質もあって、私の直売所の中で、安納芋たまにもらって食べることもあるんですが、正直言ってこれ販売して、お客様が買ってくれるのか説明に疑問を感じているんですよ。

それで、このできた品物を、例えば作ったらいいかという話でなく、どういうふう販売して

いくのかって、非常に大事だと思うんですね。

そういう点をどういうふうに考えているのかご説明いただきたいと思います。

**申請人** 今のご質問にちょっとまとめてお話しさせていただきますと、まず私どもの収支に関しては、農業と太陽光の事業をトータルで収支を計算しておりますので、もちろん単体の農業の収支と、太陽光を合算、きちんと整理した上で合算して考えておりますので、当初の計画通り、先ほど太陽光事業自体は発電するっていう方向がありましたように、経済的には当初の導入以降回ってるっていうような状況です。

ご質問の農業の方の収支に関して申し上げますと、先ほど〇〇から報告がありましたように、有機栽培に展開しておりますので、有機の肥料というのは、一般的な慣行に加えると、肥料は3割ほど高いです。

かつ、私どもの今回、栽培して、収穫したさつまいもは〇〇の関東150店舗に、私どもの直取引で、全部それを販売させて、いただきました。

加えて、どうしてもB品が多少出ますので、B品に関しては同じように、有機の加工を行いました、干し芋にして、これも、〇〇の全国の300店舗、ここに卸させていただいてこれも直取引で、全部販売させていただいてますので、売り上げとしても、中間マージンを排除して、高い価格で販売させていただいてるとというのが、現在の私どもの今の状況です。

加えてさっきの土壌の話は、〇〇の方から説明させていただきます。

確かに当初排水性が悪い圃場は確かにあったんですけども、そこは重機による地質の改善であったり、毎年、サブソイラーも実施しておりますし、緑地の効果で排水性の改善に繋がりますので、そちらで現状、排水性が悪いなと思われるようなところはないです。

先日の台風の時も翌日には、しっかり碾く引きましたし、現状は問題ないかなと思っております。

以上です。

**宇佐見委員** ちょっと参考までに土壌分析した時の、具体的なpHとECは？。

**申請人** ECに関しては少し現在資料がないんですけども、pHであれば、7半.6であったり、かなりの圃場で見られました。

あがっている正しい数値までは、すいません現在記憶していないんですけども、診断結果、ECまで上がっているんじゃないですか、あるところは、逆に言うとすごいECがかなり上がってくるんじゃないかって気もするんですが、その辺はちょっと、そうですねECもかなり上がってたと思われれます。

そして、分析の方は、東大の方に依頼して、この数値が実際に高いねという、診断されたのから、私たちも判断しておりますので、そうですね、ちょっと詳しい数値までは今、ないんですけども、

**宇佐見委員** pH7 大分高いですね。

**申請人** 今〇〇が説明させていただいたのは、全部、全部圃場の数値ではなくて、ある一定の圃場の例を説明しておりますので、我々としては、圃場を50区画ぐらいに分けて、それで先ほど申し上げましたように土壌検査を行って、収量多い土壌に、逆に我々としてはベンチマークをして、それに対して逆に言うたらどういう有機を使った土壌を改造するかということ、やってきておりますので、相当ちょっと細かいデータまで今日はちょっと手元に数値を持ってきませんでしたので、必要があれば、また、市の皆さん経由で、細かい数字や開示させていただくものを可能だというふうには考えておりません。気になったもんだったもんですから、質問されておりました。

実際に農業やってみて非常に感じたことは、例えばおんなじ圃場、多分、諸先輩方の皆さんも、私どもよりも非常にご存知だと思いますけども、同じ例えば10アール、同一圃場でも、やはり全作の状態だったり、土壌の状態によって全く種類なことなんですね、同じ品種を植えたとしても、だからそういう細かい1本はさらに細かく分解して、我々収量を見ながら、ここはもう少しこのA圃場はこう改善しようねっていうことを、今まさに、先ほど言いましたけど、東京大学があったり千葉大学だってそれぞれちょっと大学の役割分担していただけてますけど、そういう研究をやりながら、単収をいかに上げていくかということをやらしていただいております。

**古谷委員** これ、許可をするときは、普通農地の80%の収量は取れますということで我々許可したと思うんですよ。

実際にはここ2年ほどちょっと見てて、まともに取れてないなっていうそれはわかってるんですけど、今年の作付けの状況っていうかこの試験、さつまいも試験研究作付けですか、これ要するに4メートルの間に、1本しか畝がないっていうことでこれ、今年やると、これで終わると思うんですけど、この後、普通に80%取れるようにするには、この4メートル間に3本4本と畝を作らないと、それなりの収量取れないと思うんですその辺はどのように考えてるのかちょっと説明してもらいたいんです。

**申請人** まずですね先週皆さんが見られたのは、たまたま、先ほど説明させていただいた大学の共同研究やってる圃場でしたので、それを多分見られて、先ほどからお話いただいていると思うんですけども、あくまでもそこは全体の圃場の中でいうと、5%いくからそのぐらいの大きさですので、残りに関しましては先ほど〇〇が言いましたように、昨年を含めての成果を含めて今年は2畝の計画をしております、それらのものを先ほど説明させていただいたように、1株、630から650ぐらいを計画しておりますので、多分おそらく、昨年、同様の単収はいけるんじゃないかというふうに今考えております。

**古谷委員** 1つお聞きしてよろしいですか。

そうすると研究用っていうことで、これは何年間もやるわけですか。

そう長く、こちらの委員会としては認めないんじゃないかと思います。

**申請人** 先ほど申し上げたように5%ぐらいの圃場になるんですけど全体からすると、それが大

きいのか小さいのかという議論は、あるとは思いますが、来年からは、先ほどちょっと質問等があった、運営する段階株数っていうのはその5%の圃場に関しても、共同研究の場所も、通常通り、残りの95%と同じような形で、提出をしていくっていうふうになるというふうに思っております。

**齊藤委員** 今の話ですと、これから95%やるっていうことですか。

**申請人** はいその通りです。

**齊藤委員** ということは来年以降の話ですよ。

**申請人** 今年の今これから定植を行いますので残りに関しましては、その通りになります。

**齊藤委員** ということは、秋に、秋に見に行った時には、全部作付けされてるという状況になりますね？

**申請人** そうですね。

**知久委員** こないだ現地見させていただきたい時は、苗がいつか入るかわからないというお答えだったんですよね、それで、今から苗準備をして、間に合うのですか？

天気の状態では、苗は、延び延びだよとかっていうお答えだったんですが、どうでしょうか。

**申請人** 今のご質問に対しては多分、〇〇の説明が多分、先週、皆さん、圃場に視察に来たときに、説明が下手だったのかもしれませんが、私の方から補足させていただくと、私どもが実際に苗は我々も育苗しておりますので、育苗管理をしていく中で、先ほど苗の調達っていうご質問に関して言うと、今我々のビニールハウスで育苗を行っている中でいうと、内部調達も予定通りできるだろうというふうに思っておりますし、また万が一、自社の育苗で作業が、仮に足りなくなった場合は、他の苗の作っている農家さんからバックアップとして、苗を調達するっていうお話もさせていただいておりますので、多分先週お話した時は全国的に非常にこの天候の問題で、苗の生育が悪くなっているっていう話を多分、〇〇がしたとは思いますが、多分ちょっとその、多分説明が悪かったのかなというふうに思います。

そのところは、私ども説明不足として申し分けありませんでした。

現状は今私が申し上げた状況ですので、台風が来ましたので、台風含めての天候を鑑みながら、計画通り進めていきたいというふうに考えております。

**知久委員** 大体去年の内から苗って準備するものじゃないのですか。

農業っていうのは、今頃になってどうのこうのってよく、前年からその準備っていうのはやれないものではないのでしょうか。

**申請人** 今のご指摘通り、前年度から、私どもビニールハウスで苗の育苗やっておりますけども、当然皆さんもご経験されていると思いますけど、当然年度年度によって、100%我々の計画通りということもできない場合もありますので、ただ、多少時期が遅れるだけで、苗に関しては十分、我々が提出できる数は確保できるというふうに先ほど申し上げたように考えておりますので、それで回答させていただきます。

**藤井委員** 先月6日に、現地調査をしました。

大体、いつごろまでに植える予定ですか。

**申請人** 今週と、来週末までには、定植が終えられるかなと思っております。

**齊藤委員** さつまいもの面積はどのくらいですか。

**申請人** 今年は約は8.8ヘクタール。

ソーラー下ですが全部でソーラー下に関しては4ヘクタール弱となっております。

**齊藤委員** 何本くらい。

**申請人** 多めに見積もって5万本ぐらいの苗は用意できるかなと思っております。

**齊藤委員** できる、できるかなですか。

**申請人** 現時点で、もうすでに4万5000本は確保しておりますので、今週来週中には5000本は確保できます。

**川辺委員** ミョウガは？。

**申請人** ミョウガなんですけども今年、定植を行いましたので、来年には、今年も収穫できますけども、今年来年その後ずっと収穫行っていけるかなと思っております。

昨年、定植を行ったところと、先ほどお話しさせていただいた〇〇の方から、畝を作成した方がいいということだったので、1度掘返して畝を、作ってからまた定植し直したので、そういうところに関してはまだ少し芽が遅いところもあるんですけども、そこすべて定植しておりますので、今後さらに収穫していけるかな、いけるとは思っております。

**議長代理** そこにいらっしゃる4人の方は、実際に農作業をしていますか。

**申請人** 実際に太陽光のメンバーはやりませんが、他のメンバー必ずやります。

**議長代理** 他にございますか？他に質問がないようでしたら申請人を退出させてよろしいですか？

－質問なし－

**齊藤委員** 今日はどうもお忙しい中、失礼な質問もありましたが、ありがとうございました。

**申請人** 本日ありがとうございました。

よろしくご審議の方をよろしくお願いいたします。

－申請人退席－

**議長代理** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は更新なのでございません。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。以上です。

**議長代理** ただいま事務局の説明が終わりました。

地元委員として、古谷委員からご意見をお聞かせください。

**古谷委員** 6月2日に申請人3名、地元の推進委員2名の方と私、それから千葉県の職員3名、あと事務局2名、現地調査を行いました。

その時に、私なりに千葉県の職員にもお話したのですがちょっとお話をしたいと思います。

先ほどちょっと私言ったのですが、許可をした時には、要するに、普通の農地の80%は収量しますよってというようなことで、営農型の許可を出しているわけですよ。

現在ここ2年以上見てきたわけだけでも、有機農法というのを千葉県の職員に来てもらい、勉強会をやったわけですが、説明会での有機とちょっと違う。

さっき職務代理の方が、耕運してるのかって聞いたのだけど、ああいう状況というのはなかなかないんですよ。

見ている、先ほどの最初の頃にさつまいもの収量どうのこうのって言っていたけどあれは、要するにこの太陽光の下の収量ってないんですよ。

農地の面積だけの合わせた面積でいっているからそれちょっと信用できないなど、実際営業っていうか、何て言うのかな、従業員の方を毎年毎年、従業員という責任者が毎年毎年変わっちゃ

ったんで、1年、今、来た方は3人目なんですよね、1年交代でそれできちんとした引継をしてないわけね。

だからその辺は指摘したのだけでも、その辺は多分、駄目なんだろうね、会社の従業員の方は真面目な方がいます。

先ほどの方が3名かそのくらいいると思うのですが、その他に農家の方、農家でない方のおばちゃんが3、4人毎日のようにアルバイトで行っています。

そういう形でやっているようだから、当分ちょっと収量的なそういうものってのいうは見込めないと思います。

先ほど畝に1本しか試験的にやってんだという、これがもう3本4本出来てくるようでないと、やっぱり80%のそういう収量的なものはできないと思ってないと思うんですよね。

ですから、その辺のことは今までの、経営のやり方それから土壌改良してやっているという言い方していたんだけどその辺を見て、これからもちょっと1年2年、地元として、厳しく見ながら、やっていくしかないのかなと、指導しながら推進委員の方とやっていかないといけないんだけど、ならば、皆様現地調査されたときに今日見てこれどうなのかなという、結論的なものを私から言わせていただきますと、今は2年3年やってきたのを見ていると不許可相当だけどもう自主的な後1年2年、もう1回見て、本当にこれからこうなんていうのを収益の出るようなそういうまた営農型農業を目指してってもらいたいなっていうのはちょっと私の希望なので、今回に限っては、許可相当で千葉県にあげて欲しいなと思います。

2年後っていうかこの前ちょっと千葉県へ言いましたが、先週6月2日っていう時期その現地調査の時期、悪いんですね、だから、草に負けている作物を見て欲しいから、3年後だと駄目なんですよね、2年半、2年後ぐらいにその夏場、草に負けているさつまいも、ミョウガ、そういうものを見て欲しいんですね。

そういう時期に現地調査を行ってそれで判断をして欲しいと地元私の委員としての結論はそういうことですか。

ちょっとまとまらない話だけでも、今回は、許可相当ということで様子を見るっていうようなことで、出していただければとお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

**事務局** 事務局から、その地域の平均単収の8割を超える単収を確保しなければいけないという要件について、私から補足させていただきます。

現状のさつまいもの作付けと、ミョウガの作付けを今事業者でやられているのですが、まずミョウガの作付けについては、当初からの計画でもありますが、1年目2年目で緑肥を入れて、土壌改良を行って、植え付け自体は、2年目3年目から、実際先ほど事業者から説明があったのは、昨年末から今年ぐらいにかけて植え付けをしていますという説明がありました。

今回の3年後については、ミョウガについては、単収の実績がないと、0ということになりますので、まずそこについては、そういった理由がありますけど、要件の8割をクリアしていないというものになります。

さつまいもについては、事業者からの説明があった通り、作付けをしてはいるのですが、有機栽培をやっていたりですか、あと研究目的のために、パネル下にその畝を1畝とか2畝とか、

少ないその面積の割合で作付けをして、収穫をしているという状況です。

そういった状況で事業者からは、8割クリアできるということで、報告書が上がっていたんですけども、その地域の平均単収の8割の算出の仕方が、有機栽培なので、その平均単収のその数量を少し下げて出してきたりとか、その他にもおそらくその試験的に研究目的でやっているところのエリアを、除外して普通に作付けるエリアのところだけをもとに、平均単収を計算して、それでクリアしていますというような報告が提出されています。

こちらでも調査した限りですと、全体として見れば、さつまいもについても、平均単収の8割の要件というのは、超えていないというような状況なんだろうというところでございます。

ただ作付けを全くやってないとか、そういった状況ではないという説明の中で、今後、事業者からは、作付けをやります、収量もどんどん増えてきますよ、という説明がありますので、そういった状況の中で、今回一時転用の期間を10年間の申請が上がってきているわけですけども、10年丸々許可をするのか、千葉県で示されているさつまいもの平均単収なんですけども、概ね2トンを超えている収量が地域の平均単収として算出されています。

事業者から提出されている報告書には地域の平均単収は、1.35トンと記載されています。

先ほどご説明しましたように、有機農法の場合に、収量が下がってしまうですとか、そういったものをいくつか事業者で考慮して、地域の平均単収の収量を小さい数字で上げてきているというような状況になります。

そういった数値の中で、8割超えているという部分についても、試験的研究目的でやっている部分というのは除外して、通常やっている部分のエリアだけを、単収の実績として、計算してそれで8割超えていますということで報告はしてきているので、報告書として8割に達します。

実際は、全体として見れば8割に達していないのかなと思います。

そういった研究目的でやっている部分ですとか、有機農法だからという理由で、作付けのその平均量が下げる必要があるのか千葉県に確認したところ、「考慮する必要はない」ということを確認をしておりますので、そういうところを考慮せずに計算すると、千葉県の平均単収というのは2トン以上あり、実際に提出されている収量は、1.1トンであるため、少なくとも8割を超えていないのかなというところなんです。

割合としては、55%になります。

**宇佐見委員** 質問の時さっき詳しく聞きたかったのですが、この7.6という数字で、露地栽培で普通だとありえない。

7.6なんていう数字は、はっきり言って超アルカリですよ、これ収量表ちょっとこれだけ何でさつまいもが少ないかっていうと、さつまいもは酵素とかね、そういうすごく必要。

アルカリ性になっちゃうと、その酵素だめなんですよ。

何が悪いって、これが一番考えられない。

これを改善しない限りは、さつまいもができない、おそらくどうも偏っちゃったしね。

**古谷委員** 酵素、化成だとか何かそういうものが、使えない、だからそうっちゃう。

**宇佐見委員** 難しくなっちゃうんですけど液バランスでそのカルシウムとそれからマグネシウムの、バランスをちょっと聞きたかったんです。

仮に3年経ったとしても、正常値に戻れない、はっきり言って。

**古谷委員** 石灰入れてない、作り方になっちゃうからここが違うんだ。

**宇佐見委員** 考え方でね、作物とか作るのかと思うんですよね。逆に、私はそれ気になった。いや言っちゃ悪いけども全然知らないですよと。

**臨時議長** 調査のタイミングが悪いという意見がありました。定植しているのかしてないか。

**知久委員** やっぱりパトロールっていうのが重要だと思います。

僕は地元なので、買い物等で出かけるときも、わざわざ遠回りしてパトロールしてます。

夏場どこに、さつまいも作付けしているかわかんない。

そういう状況がほとんどだったですよ、だから今回は、これだけ言われたらきっとやるかもしれない。

**臨時議長** 去年は8月の暑い時期に大汗かきながら、草取りしていました。作ってある周り。

**古谷委員** 2年ぐらい様子見て、いや、3年目でやるんだけど、3年目に行ったらまた現地一緒だから、半年ぐらい前倒しで2年半でやってもらうよう県の人に話をした。

**染谷委員** 許可には、生産量とかそういうのは入ってなかったと思うんだよね。

**事務局** 本来は、当該地は第1種農地なので、原則不許可なところ、下部で農業をやるのだったら柱の部分を一時的転用として、期間を限定することで、許可の可能性がでてくる。

申請時に条件が設定されています。

野田市だけでなく全国的に、周辺の単収の8割を下回らないという条件が設定されています。

そのことから、単収がどのぐらいっていうのは、審査の項目となります。

太陽光発電施設が無いような3条の申請であれば、必要ありませんが、ここに限っては、単収は重要な審査のひとつです。

許可申請書には、一時転用期間を10年でしております。

初回は3年でしたが、その後に、認定農業者になると期間を10年以内で申請できるようになります。

10年と申請されたから10年ではなくて、その状況などを慎重に審査していただいて、決定して下さい。

**臨時議長** 期間をどうするか？

あまり草も生えてない時期で時期が悪いていえば、草が繁茂している時に、もう一回見た方がいいのか。

**石山（幹）委員** 8割クリアできないと、申請取り消しはできるのか？

**事務局** 市から県に報告して、県から国に報告してっていうことで、最悪の場合は、太陽光発電施設を撤去命令までいくと思います。

今回、一時転用の申請の提出があり、現地調査は今回は3年更新時にやりましたけども、更新時が例えば次の3年だとしたら、その時期のいい時に、事前に立ち会いのもと見といて、また更新時にも見て判断することも可能です。

**石山（幹）委員** とりあえず、だから申請上がって、計画上は問題ないでしょ。

書類の計画上は、そうずっと、許可しなくちゃいけない、で判断は、結局非常に、達してない場合、これは不許可でやることになるのだけどその判断の基準の80%の収量、平均の80%から平均までもしも80%だったら、だから、そういう数字で判断するしかないみたい、数字を出してもらって、判断すれば良いのではないか？

あとは、判断材料がないでしょ、この収量の問題だ。

**事務局** これまでの実績っていうのは、できています。

そこで要件がクリアできてない。

**石山（幹）委員** 農業は1年や2年で判断できるものじゃない、大抵5年ぐらいかかるな、判断するのに。

**宇佐見委員** 申請は、一時転用の期間を10年で出していますよね。

現状からするとその結果を見るために5年で結果を見るために5年ではどうでしょうか？

**議長代理** 転用期間を5年というような意見が出ています。

それでは、ここでまとめます。

平成25年3月31日農林水産省農村振興局長通知によると、一時転用許可の期間満了後における再許可においては下部の農地での営農の状況を十分勘案して判断するものとする。とあることから次のようにまとめます。

「申請者からの説明、委員による現地調査及び委員のみなさんの意見から一時転用許可申請については許可相当。ただし、条件として期間は5年とする。理由は圃場全体の8割を占めるさつまいも用圃場では栽培開始から3年経過後の現在も未だに試験栽培中である。残りの2割のミョウガ用圃場については、収穫実績がない。よって、単収が確定できない、と総合的に判断する。

とまとめたいと思いますが質問や意見のある方は挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号申請番号3番から37番について採決します。

本案について、「一時転用については許可相当。ただし、条件として期間は5年とする。理由は圃場全体の8割を占めるサツマイモ用圃場では栽培開始から3年経過後の現在も未だに試験栽培中である。残りの2割のミョウガ用圃場については、収穫実績がない。よって、単収が確定できない。」と、意見を付して、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—賛成多数挙手—

賛成多数と認めます。

よって本案は、可決されました。

議長代理 議長を交代します。

—古谷委員、議長席に着座 齊藤委員は自席へ—

**議長** 続いて、議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

18ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和63年8月から宅地とし利用し、現在に至っております。

平成2年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和5年5月22日に受付をしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号についてご説明いたします。

19ページから22ページをご覧ください。

野田市長より令和5年5月31日付けで、令和5年度第2次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第1条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、3年の賃借権設定が田2筆で415平方メートル、畑5筆で2748平方メートル、使用貸借権が畑2筆で4110平方メートル、5年の賃借権設定が畑4筆で7092平方メートル、使用貸借権が畑2筆で2794平方メートル、10年の賃借権設定が田2筆で522平方メートル、畑23筆で12019平方メートル、使用貸借権が畑1筆で439平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** 本案については、番号31番から35番については新規就農ですので、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、営農計画について、申請人の方から説明をお願いします。

**申請人** 初めまして、さいたま市在住で住所なんですけどさいたま市の緑区に住んでおります。岩槻区の隣で、緑区や岩槻区ともに農業が盛んですけれども、私自身、〇〇という住所に居住しております〇〇と申します。

今回、土地の選定理由なんですけれども、正直週1回流山市内の農家さんで援農に通っておりまして、そこの農家さんからご紹介いただいた土地でございまして、面積的にも最初スタートするのに丁度いい大きさとかですね、あまり大きすぎない面積でしたので、こちらで農業を試みたいという希望を持ちました。

現地を見たところ日当たりも良くてですね、あと、道路付けすごくいい場所というか、道路の脇でございまして、それでちょっとした作業小屋みたいな倉庫ございまして、あと作業スペースも結構取れそうな感じですね、最初やるにはすごく条件的にはいいなと思いました。

あとは水の給水栓がちょっとないんですけども、その辺は私軽トラックを自己所有してますので、タンクをもうすでに購入済みなんですけれども、タンクに水を入れて給水しよいかと日照が続いた日は、水やりができるようにということで考えております。

一応私県外のものなんですけど、さいたま市内の方ではなかなか土地が見つからなかった中でですね、援農その通ってる流山市の農家さんからそういうお話いただきまして、一応車で35分ぐらいなんですけれども、国道4号にでますね、松伏町を通りまして、すぐにこちらに来れる形で、同じさいたま市内ですとさいたま市の中心部はあまり畑ないんですけど、端っこの方行くとするとその中心部通るとやっぱり渋滞とか結構多いもんですから、交通事情を考えるとそのさいたま市内とあまり所要時間も変わらないというような状況でございます。

現在の営農状況ですが、営農はまだ営業としての農家さんはまだやったことがございまして、地元埼玉の方でですね、本業の農家さんの方の栽培指導を受けた家庭菜園をやっております。

現在もまだ実施していますけれども、一応本業農家さんのお手伝いの援農とですね、あと家庭菜園で栽培指導を受けている中で今回、こういう畑が見つかったという状況でございます。

申請した時点の営農計画ということなんですけど、さつまいもをとりあえずとりあえずというか、やってみたいという自身が食べるのも好きなので、やりたいということと、あと春ネギですね、これからの時期植えるとなると、春ネギになりまして、さつまいもが500平方メートルぐらい面積で考えております。

さつまいもは一応4品種考えておりまして、春ネギは300平方メートルぐらいやろうかと思っ  
てまして、こちらは千葉県産の足長美人っていう品種やってみたいと思っております。

あと数年後には自己所有の農地で、自分でできる範囲内の面積ですね畑を持ちたいというふうな希望を持っております。

生産物の出荷先なんですけど、一応JAの野田地区経済センターの方にですね、お伺いしまして、これからその出荷についての調整を図る最中になっております。

JAの管轄がですね、梅郷支店になりますので、梅郷支店の方で組合にはもう入りました。

あとは、JAだけにこだわらずにショッピングモールとかで地場野菜売り場とか最近流行ってますので、良い作物ができた場合は、作物実際持参して交渉してもいいかなとかっていうことも考えております。

あと、地元の道の駅っていうのがあれば、近場での道の駅とかでの販売とかもそこら辺は作物作る前からお話はなかなか難しいので、実際試しに収穫していいものができた場合はそれを持参してお話してみようかなっていうふうな形を考えております。

あと、農業機械の状況なんですけど、軽トラックを自己所有してまして、管理機とか乗せられるはしごみたいなものを自己所有で持っています。

管理機はまだ持ってないんですけど、援農に行ってる農家さんと仲がいいのでヤンマーのYH85っていう8.5馬力の管理機をお借りできることになってまして、その辺は問題ないと思います。

あと、作業場は一応現地に倉庫とですね作業スペースが若干ありまして倉庫は地主さんの物で

全部は使えないんですけれども、ちょっとしたものは置いてもいいですよというふうには言われております。

あと、農作業の人数なんですけど基本的に私1人でやることを考えてますので、1人でできる範囲内の面積しか考えてないんですけれども、万が一1人今の面積でもいっぱいいっぱいなときは親族とかですね、あと知り合いに補助していただくことも考えております。

あと、数年後には自分1人でできる範囲内で畑をですね、自分で所有してですね自分で畑の設計をしてですね、土壌改良から排水設計からいろいろ考えて自分の畑を持ちたいという希望は、あります。

**議長** 何かご質問ありますか。

質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

—申請人退席—

ただいま申請人及び事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農用地利用集積計画（一括）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号についてご説明いたします。

23ページ24ページをご覧ください。

野田市長より令和5年6月2日付けで、令和5年度第2次農用地利用集積計画（一括）について、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

一括とは、農地中間管理事業に係る契約で、賃貸人・転貸し人・転借り人の三者間で権利設定を行うもので、旧、農用地利用配分計画に相当するものです。

5年の賃借権設定が田2筆で5643平方メートル、10年の賃借権設定が田3筆で3208平方メートルとなっております。今回の計画内容は、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、4件受理しております。次に4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3件受理しております。

次に5ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、17件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に10から12ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、1法人から提出がありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第5号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が2件ありました。

次に14ページをご覧ください。

報告第6号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、1件証明いたしました。  
次に15ページをご覧ください。

報告第7号 軽微な農地改良の届出については、盛土の提出が1件ありました。  
以上です。

**議長** 報告第5号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号2番については、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

1番については、調査にあたった石塚委員より報告をお願いします。

**石塚委員** 報告第5号登記官照会の番号1番について報告します。

令和5年4月20日に私と吉岡委員、山田推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。  
照会地は、資材置場用地として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

**議長** 報告第6号の「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっております。

調査にあたった針ヶ谷委員より報告をお願いします。

**針ヶ谷委員** 報告第6号について報告します。

令和5年4月26日に事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、耕作中で農地として使用されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを証明いたしました。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後5時40分)